令和８年９月教育委員会会議（定例会）会議録

１　日　時　　令和８年９月２８日（月）午後１時３０分～午後２時５０分

２　場　所　　市役所６階　６０４会議室

３　出席者［教育長］岩間健一

［委　員］平塚俊夫（教育長職務代理者）、村山こず恵、宮下広子、扇原淳

［事務局］池田淳教育総務部長、吉川誠学校教育部長、稲田里織教育総務部次長、市村浩昭教育施設担当参事兼教育施設課長、古田晃一文化財保護担当参事兼文化財保護課長、中村まさみ所沢図書館担当参事兼所沢図書館長、御菩薩池好行学校教育担当参事兼学校教育課長、渡辺純也保健給食担当参事兼保健給食課長、大庭真紀子教育センター担当参事兼教育センター所長兼視聴覚センター所長、川島一禎教育総務課長、小城原光貴教育総務課主幹兼教育企画室長、奥井祥三社会教育課長、藤井徹スポーツ振興課長、岩土陽裕学校教育課主幹兼健やか輝き支援室長、濵中紀寿学校教育課主幹、高鍋英彦教育センター主幹兼教育センター副所長、佐藤篤教育センター主幹兼教育デジタル推進室長、加藤法祥教育センター主幹兼教育センター教育相談室長

［書　記］田畑貴史教育総務課主査、皆川博幸教育総務課主査

４　前回会議録の承認

５　会議の傍聴者　　２名

６　開　会　　本日の議題は、議案第３０号から議案第３３号の４件。

なお、議案第３３号については個人に関する情報が含まれるため、および意思決定過程の審議のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第１４条第７項に基づき非公開としたい旨の発議があり、出席委員全員が賛成し、非公開で審議されることに決定した。

※議事の進行上、非公開の議案審議は、その他の事項の後に行

った。

７ 議　題

○議案第３０号　所沢市教育委員会の所管する事務の窓口受付時間に関する規則制定について

資料に則り、川島教育総務課長から以下のとおり説明があった。

令和８年１０月１日より窓口受付時間の短縮を実施するため、市長部局において「所沢市窓口受付時間に関する規則」を８月２８日に公布したことを９月１０日付事務連絡にて通知されたことに伴い、教育委員会所管分の本規則を制定するものである。

規則本文では、出先機関を除いた教育委員会の所管する事務の窓口受付時間について、市の休日を除く日の午前９時から午後４時３０分までとする旨を規定している。

また、出先機関のうち、教育センター、視聴覚センター及び埋蔵文化財調査センターについても窓口受付時間の短縮を実施するため、それぞれの条例施行規則を附則でもって一部改正を行うものである。

なお、今回窓口受付時間を短縮し、窓口業務以外の業務を行う時間を確保することで、業務改善による市民サービスの向上に向けた取組の実施、職員の働き方改革、時間外勤務抑制による人件費の削減を進めるものとして、所沢市全体で実施するものとなる。

以下、質疑

（平塚委員）

第３条に「第７条に規定する機関及び施設及び同規則第８条に規定する施設には適用しない」とありますが、具体的にどのような施設があるか伺います。また、窓口受付時間外に緊急事態が発生したときの対応はどうするのか、市民サービスの低下と捉えられないための配慮があれば伺います。

（川島教育総務課長）

第３条に記載のある適用除外の施設は、所沢図書館、教育センター、小学校及び中学校、生涯学習推進センター、体育施設事務所、埋蔵文化財調査センター、学校給食センター、視聴覚センターが該当となっています。そのうち、教育センター、視聴覚センター及び埋蔵文化財調査センターは本庁舎と同じように窓口受

付時間を短縮することになっており、それぞれの条例を一部改正して対応します。また、緊急時の対応について、市役所本庁舎にあっては窓口受付時間外にご連絡いただいた場合、市役所の代表番号に電話がかかり、緊急の場合は代表から各所属へつながります。

（扇原委員）

今回の窓口受付時間の短縮については、そのとおりに進めていただければ良いと思いますが、働き方改革、他部署との意見交換や市民サービスの向上の点で、窓口受付時間はもっと短縮しても良いと思います。市が決めているものですが、実施してみて教育委員会でどのような運営の仕方が良いかについてご検討いただければと思います。

（岩間教育長）

この取組は、所沢市だけでなく、他自治体でも進められていると思いますが、把握していることがあれば伺います。

（川島教育総務課長）

窓口受付時間の短縮について、近隣自治体ダイア５市のうち、狭山市、飯能市、入間市では、すでに実施しています。また、日高市でも１０月１日から開始する予定となっており、ダイア５市においては全ての自治体で窓口受付時間を短縮することになります。埼玉県内では、川口市、志木市がすでに実施しています。

（村山委員）

６ページ視聴覚センターの「開館日」の文言が「開庁日」に変更になっていますが、改める趣旨について伺います。

（川島教育総務課長）

他の例規に文言を合わせるために「開館」から「開庁」に調整しました。

※岩間教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

○議案第３１号　令和８年度所沢市学校運営協議会委員の任命について

資料に則り、御菩薩池学校教育担当参事から以下のとおり説明があった。

学校運営協議会の委員については、所沢市学校運営協議会規則第９条の規定に基づき、教育委員会が任命するものである。

学校運営協議会委員の任命については、これまでの定例会において随時ご承認

いただいているが、各学校運営協議会において、委員の交代や新規推薦があった。その方々の学校運営協議会委員の任命について、本教育委員会会議に議案として提出するものである。

新たな委員候補者については、別紙「学校運営協議会委員　新規任命について」をご覧いただきたい。

以下、質疑

（岩間教育長）

今回の新規任命の方の所属は学校長や教頭が多いですが、学校からの申請はもう少し早く出せないのでしょうか。

（御菩薩池学校教育担当参事）

毎回、新規任命委員について審議をお願いしていますが、今回事務局において各学校運営協議会へ申請漏れがないか確認したところ、学校の管理職について申請をしていない方が数名いたことから申請がありました。次年度以降については、年度の早い時期に適切な申請が行われるよう、各学校運営協議会へ申請の周知や、確認の方法を工夫していきます。

※岩間教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

○議案第３２号　令和９年度当初所沢市立小・中学校教職員人事異動の方針について

資料に則り、御菩薩池学校教育担当参事から以下のとおり説明があった。

教職員の人事異動については、毎年、埼玉県が「教職員人事異動方針」及び「市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項」を定め、それに基づき、県内教育界の活性化や、職務経験を豊かにすることによる人材育成等を期して人事が進められている。

また、それに伴い、所沢市においても、県の方針に基づき「所沢市立小・中学校教職員人事異動の方針」及び「所沢市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項」を定め、本市教育の充実発展を期して、人事異動を進めている。

今年度の人事異動方針、細部事項について変更点を中心に説明する。

まず、埼玉県の人事異動方針及び人事異動方針細部事項について、昨年度から内容の変更はない。

続いて、「令和９年度当初所沢市立小・中学校教職員人事異動の方針」について、県の人事異動方針の内容を踏まえ、内容の変更はしていない。

市の細部事項について２点説明する。まず、２　転任・転補関係（７）新設校あるいは通学区域の変更等のある学校に関する項目について、現在、本市において、学校の新設や学区変更の予定はないが、従来より本市には通学区の暫定区域がある。暫定区域のある学校では、在籍児童生徒数の大きな変動が生じる可能性があり、学級数や教職員数に関わることから記載しているものである。

最後に、５　その他（２）退職　イ　勧奨退職について、教職員が退職を申し出ることのできる期限である「教育長が定める日」について、今年度は令和８年１２月８日としている。しかし、昨年度より、「退職の勧奨は原則行わない。ただし、勧奨退職制度を廃止するものではないことから、退職を願い出た者の中で、当該制度の趣旨に沿う場合には柔軟に対応する」と記載された。今年度も、県の細部事項と準じた形で明記している。

以下、質疑

（平塚委員）

人事異動方針については、埼玉県教育委員会や各市町村教育委員会が人事異動を進める上で重要だと思います。何年も前には人事異動の課題として過員解消もありました。過員を解消するために１つの市町村の中では解決できないため、他市町村に異動する時期が続き苦労しました。現在は欠員解消が課題だと思います。欠員解消についての人事異動方針や細部事項の記載はないですが、どうなるのでしょうか。

（御菩薩池学校教育担当参事）

教職員の欠員への対応は重要であると考えています。異動時の考慮事項として、教職員の育児や介護など人事的配慮が必要な場合も増えています。そういった際には、自宅近くの異動希望や短時間勤務、部分休業の取得など、丁寧にヒアリングを行い、人事の配置を検討しています。

（吉川学校教育部長）

所沢市の細部事項の５　その他（１）長期的展望に立った人事異動計画の立案と実施についてのイにあたりますが、これまでも事務局で人材を探すときには周りの市町村と連携をして、都度打ち合わせをしてきました。また、本市の学校経営アドバイザーが大学に行き人材を探すなど、人事については日々努力をしています。

（平塚委員）

欠員について具体的な記載はありませんが、人事については校長には具申権、各市町村教育委員会には内申権、埼玉県教育委員会は人事権を持っています。人事異動は埼玉県が中心になって行うため、埼玉県教育委員会に欠員解消の具体的な手立てや方針についても示していただくと、各市町村教育委員会が助かる部分があると思うため、機会があれば要望を出してほしいです。

（吉川学校教育部長）

前期に埼玉県の小中学校人事課に要望を行い、市内の実態を伝えながら必要な人材を埼玉県教育委員会や西部教育事務所へ伝えています。

（岩間教育長）

具体的な要望の話はしていると思いますが、その際に平塚委員から話があったように、埼玉県の人事異動方針や細部事項の内容に欠員のことを含めるように伝えてみてください。

（吉川学校教育部長）

これから伝えていきます。

（平塚委員）

今回示されているのは年度当初人事ですが、平常人事においても欠員の補充は大きな課題のため、ご配慮いただけると良いです。細部事項の中に「教職員の心身の状況に応じて配慮する」「教職員の家庭状況に応じ人事上の配慮を行う」とあります。この方針は働き方改革の意味でも大切な配慮のため、教職員がやりがいをもって、いきいきと働けるようにしていただきたいです。

（御菩薩池学校教育担当参事）

校長が丁寧にヒアリングを行い、職員の状況を把握して、職員が元気に働けるように人事の配置をしていきます。

（村山委員）

１２ページの新規採用職員の人材育成について、本市ではどのような配慮をして育成を行っているのか伺います。

（御菩薩池学校教育担当参事）

新規採用職員の育成について、学校内での研修として、校内に指導担当の教諭がいます。また、拠点校指導教員として退職校長が指導を行っています。これら

の教職員を中心に、学校内の教職員も関わりながら育成をしています。また、年度ごとに研修などを通じ経験を積ませ育成をしていますが、さらに経験を積むため、採用後６年以内に原則として他市町村への異動を行うこととしています。

（村山委員）

新規採用職員と経験のある教職員が現場にいることが、本市だけでなく、全体で増えている実態だと思います。新しく現場に入ってきた方が、学校の文化・やり方を学んでいける体制づくりを今後も継続してほしいです。

（宮下委員）

１３ページ細部事項２　転任・転補関係（１４）に「小中学校９年間を一貫した教育の推進を図るために、小・中学校間の異動に努める」とありますが、その小学校に通う児童が進学する中学校に異動するということでしょうか。また、（１５）に「女性教職員の異動については、個々の能力が十分に発揮できるよう配慮する」とありますが、男性教職員も同じだと思います。特に記載されているのは、女性のどのような部分に配慮するという意味でしょうか。

（御菩薩池学校教育担当参事）

（１４）について、制度としてＪプランというものがあり、本市では現在１名の教職員がＪプランの対象として勤務しています。小学校で勤務している教職員が、進学先の中学校で教科の先生として勤務し、生徒の中１ギャップ解消やスムーズな成長につなげています。（１５）について、男性も女性も個々の能力が十分に発揮できるように配慮しますが、特に女性の教職員は家庭を心配することも多く、勤務地を自宅から近いところにするなど、心配なく勤務できるようにしています。

（宮下委員）

１名がＪプランの対象ということですが、もっと増えたら良いと思います。

（濵中学校教育課主幹）

Ｊプランは埼玉県の制度で、限られた人数が対象となっています。また、小学校と中学校の期限付き人事交流という、３年間小学校の教職員が中学校へ、あるいはその逆に異動する制度もあり、所沢市では１名が対象です。

（岩間教育長）

人事交流は小中学校の教員免許を持っていなければできないため、対象者が限

られます。（１４）に記載されているのは、必ずしもＪプランや人事交流だけでなく、もっと広く、片方の学校での経験しかない教職員がもう片方の免許を持っているなら経験するようにといった方針だと考えています。また、（１５）で女性教職員について記載されているのは、女性教職員は産前産後休暇を取得するため、そういったことを含めて女性教職員と記載されていると考えています。

（扇原委員）

１３ページの登用関係について、「広域的視野から、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的に推進する」とあります。これはどういった理由でしょうか。同じ職場であれば、同じ管内の教職員が管理職に就いたほうが文化や方針の点からスムーズだと思いますが、現状を踏まえて、利点や欠点を伺います。

（御菩薩池学校教育担当参事）

管理職の登用について、所沢市内で教諭だった者が校長になるほうが、市内のことが分かり、スムーズに学校経営ができると考えています。また、他市町村から管理職として登用された場合には、慣れるまで不安が大きい部分もありますが、他市町村の取組が所沢市の教育に加わる利点があります。

（岩間教育長）

人事異動方針の１　基本方針（１）にあるように、「気風の刷新」が一番大事です。同じ市に留まり、その市の教育行政・学校を知っていることも大事ですが、それだけでは教育が固まってしまう懸念もあることから、他の自治体で学び、戻ってくることを含めて、広く埼玉県全体の教育の質の向上を掲げていくことが、所沢市・教職員のためになります。

（扇原委員）

最近の管理職のなり手が少ないため、このような事情になっているわけではないということでしょうか。

（御菩薩池学校教育担当参事）

そのとおりです。

（平塚委員）

小中学校間の異動について、埼玉県の制度はありますが、埼玉県の制度は制約があるため、通常の人事事務の中で、本人の意向や学校の実態を踏まえて、小中

学校間の異動がスムーズにできれば、子どもにとっても良いと思います。細部事項２　転任・転補関係（９）に事務職員及び学校栄養職員の記載がありますが、事務職員は県費事務と市費事務がいます。実情を踏まえて県費事務、市費事務の配置について検討いただきたいです。また、学校栄養職員について、籍は学校にありますが、勤務が給食センターのこともあります。学校栄養職員は栄養士と栄養教諭の立場があり、栄養教諭は県の採用試験に合格した者がなっています。採用試験が無かったころは市での栄養士の実務経験をもとに栄養教諭の資格を取った方もいます。そうすると、意識や実情に違いがあり、市の栄養士から栄養教諭になった人は、同じ市に長く在籍し、交流もないため、積極的に異動して広い視野で経験を積めるように人事事務を進めてほしいです。

（御菩薩池学校教育担当参事）

県費事務と市費事務、栄養士と栄養教諭について、職名は似ていても、職種としては違うため、先を見据えて人事事務を進めていきます。

（吉川学校教育部長）

事務職員について、県費事務については学校教育課の教職員担当、市費事務については教育総務課で担当しています。横の連携を毎年取りながら確認して配置をしているため、今後も配慮しながら事務を進めていきます。また、交流について広い視野や経験を教職員が持てるような人事を進めていきます。

（岩間教育長）

人事異動方針の１　基本方針（７）に「女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、管理職への積極的な登用に努める」とあり、また、３　登用に「女性教職員の管理職への積極的な登用に努める」とあります。埼玉県でも本市でも重視しているため同じ内容が２回出てきますが、昨年度と比較して今年度の所沢市の校長・教頭で女性の割合はどのくらいでしょうか。また、埼玉県の平均と比較してどうなのか伺います。

（御菩薩池学校教育担当参事）

市内４７校中、女性校長について、令和７年度は５名で約１１％、令和８年度は６名で約１３％です。埼玉県は２４．７％のため、県と比較して少ない状況です。続いて、教頭について、令和７年度は１３名で約２７％、令和８年度は１１名で約２２％です。埼玉県は１９．３％のため、県より多い状況です。

（岩間教育長）

引き続き、管理職への女性の登用に努めてください。

※岩間教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

８　報告事項

○所沢市教育委員会後援等名義使用許可について（教育総務課）

○所沢市教育委員会の９月から１２月までの主な行事予定について（教育総務課）

○令和８年度「第８０回所沢市二十歳のつどい」について（社会教育課）

○北野公園市民プールの利用人数について（スポーツ振興課）

○アスレチックフェスティバルの開催について（スポーツ振興課）

○三ヶ島葭子資料室講演会「花を歌う（入門編）三ヶ島葭子を読みながら」開催について（文化財保護課）

○所沢市文化財保存活用地域計画認定記念シンポジウム「ふるさと所沢の歴史文化を未来へつなぐ」開催について（文化財保護課）

○令和８年度「ところざわ埋文まつり」について（文化財保護課）

○令和８年度図書館要覧について（所沢図書館）

○ＴＯＫＯＲＯＺＡＷＡ　Ｅｎｇｌｉｓｈ　Ｓｕｍｍｅｒ　Ｃａｍｐの開催結果報告について（教育センター）

以下、質疑

（宮下委員）

アスレチックフェスティバルについて、定員が１，０００人ですが、定員を超えた場合参加できないのでしょうか。

（藤井スポーツ振興課長）

定員は１，０００人でしたが、１，０３７人に申込みいただいたため、スケジュールを調整して全ての方に参加いただけるようにしました。

（宮下委員）

いろいろな事業で定員を設けていても、申込数が超過したら大変だと思いますが、やりたい子ができるように、機会を増やしてほしいです。

９　その他

○今後の日程

・教育委員会会議１０月定例会：１０月３０日（金）

・教育委員会会議１１月定例会：１１月２０日（金）

・教育委員会会議１２月定例会：１２月２２日（火）

１０ 議　題

●議案第３３号　令和８年度所沢市教育功労者の表彰について【非公開】

《 削除 》

※岩間教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

１１ 閉　会　午後２時５０分